

## 前田さくらこども園運営に関する 重要事項説明書

### (1) 保育園の設置者

名称	社会福祉法人さくら福祉会
所在地	浦添市前田1丁目55番1号
代表者氏名	理事長 又吉 幸子
電話	098-875-5959

### (2) 保育園の名称等

名称	前田さくらこども園
所在地	浦添市前田1丁目55番1号
施設長(園長)名	又吉 幸子
開設年月日	平成30年4月1日
電話	098-875-5959

### (3) 保育園の主な設備の概要

設備	部屋数	面積	備考
乳児室・ほふく室	2室	172㎡	
保育室	4室	311.85㎡	
遊戯室・ホール		208㎡	
調理室		33.76㎡	
事務室		30.78㎡	
その他		537.64㎡	

### (4) 敷地・園舎の概要

本園

施設敷地	敷地全体面積	2090.34㎡	園庭面積	701.9㎡
園舎	建物構造	鉄筋コンクリート造地上 3階建	延べ面積	2090.34㎡

### (5) 利用子どもの定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号・3号認定	24	24	24	20	20	8	120
1号認定	/	/	/	4	3	3	10

(6)職員体制（令和6年4月1日現在）

職 種	正規雇用	非正規雇用		合計	備考
	常勤	常勤	短時間		
園長	1			1	
副園長（主任保育士）	1			1	
主任保育士	1			1	
保育士等	15	7	3	25	
調理員	4			4	
事務員	2			2	

(7)教育・保育を提供する曜日等

	平日（月～金）	延長保育	土曜保育
標準教育・保育	7:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	7:00～18:00
短時間 教育・保育	8:00 ～16:00	①7:00 ～ 8:00 ②16:00 ～ 18:00	8:00～16:00
一号認定 教育・保育	8:00～14:00	①7:00 ～ 8:00 ②14:00 ～ 17:00 ③17:00 ～ 18:00	

(8)こども園の休園日

- ① 日曜日      ②国民の祝日に関する法律に定められた休日  
② 年末年始（12月29日～1月3日）      ④慰霊の日（6月23日）

(9)利用料等

延長保育時間	教育・保育標準時間認定		教育・保育短時間認定	
	月毎の契約	日毎の契約	月毎の契約	日毎の契約
30分延長及び1時間延長	3,000円	300円	2,500円	250円
2時間延長(開所時間の最後の1時間を含まない場合)	5,000円	600円	3,500円	500円
2時間延長(開所時間の最後の1時間を含む場合)			4,000円	550円
3時間延長(開所時間の最後の1時間を含まない場合)	6,000円	900円	5,000円	750円

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担（1号認定）	（月曜日～金曜日）14時～17時 400円 8時以前 17時以降 1時間 300円 ※おやつ代 50円は別途徴収
	（土曜日/長期休暇） 1日：800円 半日利用：400円 ※給食費 250円おやつ代 50円別途徴収

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 5000円
2号認定子どもに係る給食費	主食費(お米・パン・うどん等)	700円(月額)
	副食費(おかず・おやつ・牛乳等)	5,800円(月額)
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用 (製作活動に使用するため) 運動会 DVD 代・発表会 DVD 代・記念写真代等	教材費

#### 【利用料等の支払い方法】

利用者負担額（月額保育料）… 浦添市と手続きになります。

実費徴収…日々の延長保育料は、当日現金にて保育士にお支払いください。

月契約の延長保育料は、徴収袋にてお支払いください。

教材費は、徴収袋を配布しますのでそちらでお支払いください。

その他……案内後、徴収袋を配布します。購入希望者はそちらでお支払いください。

給食費……収納代行業者を利用し口座振替システムを利用しております。

#### (10)教育・保育の運営方針

- ・子どもの人権を尊重し、子どもが心地よく過ごし、創意工夫に満ちた環境作りに努め、基本的な生活習慣を身に付けさせ集団の中で一人ひとりの個性を育み、全職員の共通理解のもとで育てる。
- ・保護者の意向を受け止め理解と協力を得ながら子育てを支援する地域環境を大切にし、地域の人々と連携をし、お互いに協力をしていく。

#### (11)園の教育・保育目標

- ・心身ともにたくましい子、感情豊かな笑顔あふれる子、優しく思いやりのある子を育てる。十分に体を動かすことで体力をつくり、身体や運動機能を発達させる。
- ・好きな遊びに熱中し持続することを通し、頑張る挑戦する気持ちが芽生える。周りの環境に気がつき、見る、触れる、遊ぶ等、自主的に働きかけることを通し成功する心、考える力も育てる。
- ・多くの絵本や物語と出会いや、好きなお話を通し、様々な感情を味わい楽しみ、常に夢を持ち、自己表現に繋げる。

(12)教育・保育要領を踏まえた目標

- ・十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ・健康、安全など生命に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ・生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- ・生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- ・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

(13) 年間行事予定

月	行 事	月	行 事
四月	入園式 進級式 こいのぼり掲揚式	十月	芋ほり（園の畑）
五月	こいのぼり集会	十一月	七五三祝
六月	歯科検診 尿・ぎょう虫検査 プール開き 個人面談	十二月	歯科検診 内科検診 クリスマス会 保育納め
七月	交通安全指導 内科検診 七夕まつり 運動会	一月	保育始め ムーチャー作り 発表会 消防署合同避難訓練
八月	水あそび お楽しみ保育(年長) 観劇(年長)	二月	節分(豆まき) お別れ遠足 個人面談 記念撮影
九月		三月	ひなまつり 修了式 卒園式

※毎月、身体測定・お誕生会・避難訓練・お弁当会があります

(14) こども園利用の開始および終了に関する事項及び留意事項

利用者の内定	市町村の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	市町村に申し出をする

(15) 嘱託医（内科医）

医療機関の名称	ありんクリニック
医師名	松田 竹広
所在地	浦添市伊祖2-1-3番地 メディカルプレイス伊祖4階
電話番号	098-874-2020

(16) 嘱託医（歯科医）

医療機関の名称	中央歯科
医院長名	戸田 文仁
所在地	浦添市城間一丁目3番18号
電話番号	098-942-4444

(17) 緊急時における対応方法

当こども園の職員においては、園児に体調の急変が生じた場合・その他必要な場合には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	浦添消防署
所在地	浦添市前田2-14-1
電話番号	098-877-6123

(18) 非常災害対策

当こども園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出そのた必要な訓練を実施します。

防火管理者	又吉 史子
消防計画届年月日	平成30年2月19日
避難訓練	毎月1回
防災設備	消火器・煙探知機・防火カーテン
避難場所	前田さくら保育園 園庭

(19)要望・苦情等に関する相談窓口

教育・保育に関する要望・苦情等に関する相談窓口は以下のとおりです。

当園相談窓口	相談・苦情受付担当者：永島 秀基(主任保育士)
	相談・苦情解決責任者：又吉 幸子(園長)
	電話番号：098-875-5959
第三者委員	与座 澄雄 (元浦添市議会議長) 電話番号：098-876-4257
	：嘉数 松悟 (元文科省職員) 電話番号：070-3801-3960

(20)賠償責任保険の加入

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度 日本スポーツ振興センター
保険の内容	国と園の設置者との契約により、児童の災害に対し災害共済給付を行う。
保険金額	一般児童生徒 175円 (本園負担)

(21)個人情報の取り扱い

当こども園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又は保護者家族の秘密を漏らしません。

当こども園は、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行なう者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際は、あらかじめ保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。

**園児の写真掲載について**

当こども園では個人情報につきましてはこども園に関係の無い箇所での情報の取り扱いをしないように徹底しております。

今回作成中のホームページや様々な行事でのパネル展示等にて、日頃の保育風景を掲載し、園で過ごす子どもたちの様子を知っていただきたいと考えています。

つきましては、こども園で撮影する在園児の写真等の使用について、保護者の皆様にご承諾をいただきますよう、宜しくお願い致します。

必要事項を記入、捺印の上、ご提出をお願いします。